

平成 22 年

第 1 回市議会定例会 議案第 41 号

函館市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正
について

函館市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成 22 年 2 月 26 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部を
改正する条例

函館市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 19 年函館市条
例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「取り組む」を「取り組み，ならびに犯罪被害者等に対する
支援を行う」に改める。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(5) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。

第 10 条を第 11 条とし，第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（犯罪被害者等への支援）

第 10 条 市は，犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため，犯罪被害者
等基本法に基づき，関係機関と連携し，相談，情報の提供，助言等必
要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等への支援に係る規定を整備
するため